第43回北海道トランポリン競技選手権大会 兼第76回国民体育大会トランポリン競技北海道代表選手選考会開催要項

1. 主 催 (公財)日本スポーツ協会、(公財)北海道スポーツ協会

2. 主 管 北海道トランポリン協会

3.後 援 北海道体操連盟、スポーツ庁、北海道、北見市、北見市教育委員会、 北見市スポーツ協会、北見商工会議所

4. 開催地主管 北見トランポリン協会

5.会場 北海道立北見体育センター (〒090-0061 北海道北見市東陵町 27番地 TEL0152-23-3131)

6. 日 程 令和3年7月3日(土)~7月4日(日)

7月3日(土) 7月4日(日) 9:00~開館 9:00~開館

9:30~ B・C公式練習 9:30~Aクラス公式練習

9:45~ 代表者会議 10:00~Aクラス(北海道代表選考会) 10:15~ 審判会議 12:00~決勝進出者フリー練習・昼食

11:00~ 開会式 13:00~Aクラス決勝

11:15~ Cクラス予選・決勝 14:00~Aクラス・団体表彰

 $13:30\sim$ Cクラス表彰・昼食 $14:10\sim$ Bクラス予選・決勝

16:30~ Bクラス表彰

※参加人数等により競技日程全体に変更がありますので、申し込み後調整し連絡します。 ※器具カッティングは参加選手で行いますのでご協力願います。

7. 競技種別 個人選手権、団体選手権

8. 出場区分 個 人 …男女A・B・Cクラス(6部門)

…国民体育大会トランポリン競技北海道ブロック予選会…男女(2部門) 団 体 …男女(2部門)

※団体は、代表者会議においてエントリー変更をすることができる。

9. 競技方法 (公財) 日本体操協会制定の競技規則 (2017 年採点規則) および一部国体ルール、北海道 ルールを採用する。

<個人Aクラス及び国民体育大会北海道代表選考会>

(公財)日本体操協会制定の競技規則(2017年採点規則)による。予選は国体代表選考会を兼ね 国体ルールを適用する。

①競技内容

- ア. 男女とも成年・少年はそれぞれ共通とし、個人競技で行う。
- イ. 第1自由演技と第2自由演技を行い、2つの合計得点により北海道代表選手を決定する。
- ウ. 上位 10 名が決勝進出となるが、代表選考会にのみエントリーしている選手が上位 10 名に該当する場合は、11 位以降の選手を繰り上げる。
- エ. 北海道選手権にエントリーしている「ふるさと選手」が上位10名に該当する場合は繰り上げない。

②第1自由演技について

演技得点(Eスコア)+跳躍時間点(Tスコア)+移動減点(Hスコア)の3つの合計が、第1自由演技の得点となる。

【第一演技の特別要求】

- ア 演技は10種目の異なる種目で構成する。
- イ 「270 度以上の前方宙返り」と「270 度以上の後方宙返り」をそれぞれ1回以上行う。
- ウ これらの要求が欠如した場合は、合計点から「2.0」の減点がなされる。
- ③第2自由演技について

10種目を自由に構成し、演技得点(Eスコア)+難度点(Dスコア)+跳躍時間点(Tスコア)+移動減点(Hスコア)の4つの合計が第2自由演技の得点となる。

④決勝演技について

自由演技を行い、予選・決勝の合計得点により順位を決定する。「ふるさと選手」はオープン参加とする。 (予選・決勝→1 種・2 種による固定審判となるため、女子のみまたは男子のみの競技進行となる)

<個人B・Cクラス>

①競技内容

予選自由演技と予選上位 10 名による決勝自由演技の合計点により順位を決定する。

②難度制限

Bクラス…男女とも 6.5 点以下の構成とする。

Cクラス…男女とも4.5点以下の構成とする。

<団体競技>

4名の個人予選得点(Aクラスは第2自由演技の得点)のうち上位3名の合計により順位を決定する。

【難度点の取り扱いについて】

演技中断時もしくは10種目を終了した時点で難度制限を超えた場合は、各クラスの上限難度でカットする。

- 10. 参加資格 <国民体育大会北海道代表選考会>
 - (1) 本年度のJGA選手登録手続きを完了し、本大会参加料を期日までに納入した者。
 - (2) 体操競技、新体操と重複して出場することはできない。
 - (3) 15歳以上。

※平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた中学3年生を含むものとする。

- (4) ふるさと選手制度
 - ①大会開催年4月1日現在、満18歳以上の者。
 - ②卒業中学校もしくは卒業高等学校が北海道であること。
 - ③ふるさと選手制度を活用して国民体育大会に参加する場合、別に定める参加手続きを進めなければならない。なお、「ふるさと」として登録した都道府県は変更できない。
 - ④詳細については国民体育大会「ふるさと選手制度の考え方」参照のこと。

<Aクラス>

2021年度北海道トランポリン協会に選手登録したもの。および「ふるさと選手」 <B·Cクラス>

- 2021年度北海道トランポリン協会に選手登録したもの。
- 11. 競技服装 全クラス正規の服装 (競技規則 6.1~6.4 適用) 団体戦は統一しなくてもよい。
- 12. 使用器具 FIG 公認トランポリン器具4台、FIG 公認同時性得点及び跳躍時間点測定装置

13. 表彰 個人、団体

1~3位…各メダル及び賞状(1位は優勝杯)

4~6位…賞状

※国民体育大会北海道代表には認定証を発行(男女各1名)

14. 参加料 個 人…1名につき 3,000円(Aクラスと選考会 5,000円)

団 体…1チーム

6,000円

国体監督…1 チーム

2,000円(ふるさと含む)

※国民体育大会北海道ブロック選手選考会にのみ出場する選手は「2,000円」

※Aクラス個人選手権にも出場を希望する「ふるさと選手」の個人決勝への出場を認めるが、 オープン参加とする。

- 15. 申込方法
- (1) 申込用紙は所定の書式を使用し下記申込先へ E-mail にて送信すること。送受信もれ 防止のため、送信後 5 日以内に受信メールが届かない場合は、電話にてご連絡願い ます。参加料は申し込みと同時に銀行振込にて送金すること。
- (2) 申込締切日・・・令和3年6月3日(木)必着 (参加料の入金をもって申し込まれたものとする。)
- (3) 申込先・・〒099-4405 斜里郡清里町羽衣町 39-3 B-1 北海道トランポリン協会 大会事務局 岩 浪 理 E メール nami2_20iwa@yahoo.co.jp
- (4) 振込先・・北見信用金庫 端野支店

店番 019

普通口座 0541376

口座名 北見トランポリン協会 事務局 鳥潟美生 宛 (振込時には、クラブ名を必ず記入してください)

(5) <ふるさと選手登録提出先>

公益財団法人北海道スポーツ協会 競技スポーツ課 [担当:近藤]

E-mail: t-kondo@hokkaido-sports.or.jp

FAX: 011-833-0705

- 16. 帯同審判・スポッター 別紙帯同制に関する派遣要綱参照(スポッター兼感染防止役員) 感染防止役員
- 17. 連絡事項
- (1) 昼食については別紙案内を参照願います。
- (2) 宿泊については各団体にて手配願います。
- (3) 正式日程、練習割付、競技カード等は後日送付します。
- (4) 事故・怪我による保証・責任等については一切負えません。選手各自、各団体で対応してください。
- (5) プログラムは、各団体に2部お渡しします。他に必要なプログラムは 1部500円で販売しますので、大会申込み時に購入数を申請願います。
- (6) 北海道におけるトランポリン競技のイベント実施に向けた感染拡大予防ガイドライン (新北海道スタイル)」、をご確認いただき、 実践頂けますようご理解ご協力願います。
- (7) 観覧席については、約80席あります。間隔を空けて利用願います。 選手待機場所はアリーナ内に確保致します。クラス別に必要最小人数での 利用をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染予防対策について

感染防止対策を十分に行っていただき、大会開催に当たっては慎重な対応をお願いします。 特に重要な点ついて記載しますのでご確認ください。

- ◎参加募集に際して
 - ○参加者(選手、審判等の業務に従事する役員及び監督・コーチ等の指導者)は少なくとも 2 週間前からの検温表を提出願います。
 - ○以下の方は参加を自粛願います。
 - ア 過去2週間以内に体調がよくないと感じたことがあった場合
 - (例:発熱・咳・咽頭痛・倦怠感・疲労感・嗅覚や味覚の異常等の症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去2週間以内に感染者やその疑いのある者との濃厚接触が疑われる場合
 - エ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等または 感染者が5名以上発生した国、地域等への渡航、または当該在住者との濃厚接触があった場合
 - オ 過去2週間以内に以下に定める人数の感染経路不明の感染者が発生した都府県、北海道内の市町村地域への移動及び地域内の移動において、公共交通機関の利用のように不特定多数の者との接触、または当該在住者との濃厚接触があった場合
 - ○都府県にあっては人口10万人あたり1人(北海道警戒ステージ2に該当)
 - ○北海道内の市町村地域にあっては、感染者が直近1週間と先週1週間を比較して増加傾向にある場合を条件として
 - ・札幌市は20人以上(北海道警戒ステージ2程度に該当)
 - ・人口 10 万人未満の市町村は2人以上
 - ・他の市町村は4人以上
 - ○大会会場へ来場した際に事前配布チェックリスト(名前・連絡先)の提出をお願います。
 - ○観覧席は、間隔を取り感染対策(各自消毒)の協力をお願いします。
 - ○選手待機場所はアリーナ内に確保致します。間隔を空けての利用をお願いします。
 - ○更衣室を利用する際は、隣あわせのロッカーは使用しないように願います。 なお、シャワーは使用しないで下さい。
 - ○大声での声援や飛沫飛散の要因となる行為を控えてください。
 - ○新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の導入をお願いします。
 - ◎ (D) ①~④の「参加者が取り組むこと」は必ずご確認ください。
 - ◎競技会運営全般の留意点
 - ○基本として、競技を行う選手以外はマスクを着用してください。
 - ○休憩スペース等のベンチ等を利用する場合は、記載されている注意事項に従ってください。
 - ○消毒作業の手順を決めグループごとに大会スタッフによる消毒を行います。
 - ○競技フロアへは選手・審判・競技大会役員・コーチ・監督以外の入場を禁止します。
 - ○今回は開閉会式を中止します。 (開会宣言・表彰式 (ガイドライン通り))
 - ○競技会中の撮影は一切認めていませんので、ご協力お願いします。
 - ○競技会等の撮影は道協会で行ったものを、ご要望に応じて配布させていただきます。
 - ○競技会終了後は、会場内での集合、記念撮影は行わず、すみやかに施設外へ退出願います。
 - ○競技フロアで活動される役員の方には、休憩中もビブスを着用していただきます。
 - ◎緊急事態宣言の発出などにより、やむを得ず大会を中止することがございます。 ご了承願います。
 - ○大会中止または、大会前2週間以内、大会当日に発熱等により参加自粛した場合に 返金措置を取ります。

18. 問合せ先 (大会全般) 北海道トランポリン協会競技部

黒田 渉

携帯 090-6440-5727 E-mail wat_haru3202@ybb.ne.jp

(参加申込み) 北海道トランポリン協会競技部 大

大会事務局 岩浪 理

携帯 090-8634-8384 E-mail nami2_20iwa@yahoo.co.jp

この事業は、競輪の補助を受けて実施しています。





審判員及び役員の帯同制に関する派遣要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、北海道トランポリン協会規約第4条に基づき、北海道ジュニア選手権大会・北海道選手権大会・北海道年齢別選手権大会を運営するにあたり、大会開催地の経費の負担及び競技役員の人員確保を軽減するため、必要な事項を定めるものである。

(派遣数)

第2条 第1条の大会に選手を参加させる団体は、次のとおり審判員及び役員を派潰しなくてはならない。

2 帯同制審判員

審判の帯同は審判義務講習を受講し、各地区の大会を1回以上経験した者を帯同審判とすること。

また、2種以上は2年以内に審判講習会で研修したか、全道規模以上で審判業務に就いたものが望ましい。

- (1) 出場者3名以上6名までは、審判員1名
- (2) 出場者7名以上14名までは、審判員2名
- (3) 出場者15名以上は、審判員3名
- 3 帯同制役員 (スポッター兼 感染防止役員)
 - (1) 出場者5名以上7名までは、 役員1名
 - (2) 出場者8名以上10名までは、 役員2名
 - (3) 出場者11名以上14名までは、役員3名
 - (4) 出場者15名以上は、 役員4名

(報告)

第3条 帯同制審判員及び帯同制役員の氏名については、大会参加申込時に大会事務局まで報告しなくてはならない。

- 2 帯同制審判員については、日本体操協会公認の審判員でなければならない。 審判業務にあたるものは、大会前日までに日本体操協会へ審判員登録を完了していなければならない。
- 3 帯同制役員については、極力高校生以上の男性を派遣しなければならない。また、消毒作業を行う。 服装は競技規則(6.7)に準ずる服装であること。(運動着・運動靴)

(違約金)

- 第4条 審判員を派遣できない団体は違約金として審判員1名につき2万5千円を参加申込手続きと同時に 大会事務局まで納入しなければならない。
- 2 同様に帯同制役員においては、1名につき1万円を納入しなければならない。
- 3 帯同制審判員において1日のみの出役の場合、1万5千円を納入するものとする。

(経 費)

- 第5条 帯同制審判員及びスポッターの派遣に関する旅費等の経費は、各団体で負担するものとする。
- 2 大会期間中の昼食は、大会開催地で負担するものとする。
- 3 協力審判員には日当を、派遣審判員には旅費及び日当を支払うものとする。

(その他)

- 第6条 参加人数等の関係上、それぞれの派遣人数が必要数より下回った場合の対応
 - (1) 審判員が18名を下回った場合は、開催地が下回った人数の確保を道協会審判部と協議の上、責任をもって行なうものとする。
 - (2) 帯同制役員が24名を下回った場合は、開催地で下回った人数を確保するものとする。 ダブルスポッターの申請
- 2 参加人数等の関係上、それぞれの派遣人数が必要数を上回った場合の対応
 - (1) 審判員が18名を上回った場合は、北海道協会審判部と開催地で協議の上、上回った審判には交代で審判業務を行うか、審判員以外の競技役員の業務を行なう。(本部記録・フロマネ・スポッター・審判補助員・感染防止役員等)
 - (2) 帯同制役員が24名を上回った場合は、開催地で協議の上、上回った人数の方には交代でスポッター業務に就くか、スポッター以外の競技役員の業務を行なう。(本部記録・フロマネ・審判補助員等)

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年2月9日から施行する。
- 2 帯同制審判員及びスポッターに関する派遣要綱(平成11年4月1日制定)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。(一部改正)
- 4 令和3年5月1日 コロナ禍においてスポッターを帯同制役員としてスポッターと感染防止役員を 兼務する。